

豊中市上下水道事業における新たな料金・使用料の水準及び体系検討支援業務に関する 企画提案募集要領

1. 業務の目的

豊中市では、水需要の減少により料金・使用料収入の減少が予測され、今後10年のシミュレーションを実施したところ、非常に厳しい経営状況が見込まれる一方で、必要な投資を行うための支出は、今後一層の増加が見込まれるため、安定した財源の確保が必要となります。

これらの点から、「基本料金」と「従量料金」のバランスや、「資産維持費」、「逓増型料金体系」など、受益者負担の原則に基づいた適正な料金・使用料水準及び体系のあり方について、現行の料金・使用料の分析や課題抽出、起債充当率などを検討し、課題に対する解決・解消・緩和策や方向性の実現に向けた具体的な工程等といった、適正な料金負担による資金の確保を図るために将来的に活用できる基礎資料を作成する目的に実施するものです。

2. 業務の概要

(1) 業務名

豊中市上下水道事業における新たな料金・使用料の水準及び体系検討支援業務

(2) 業務内容

別紙「豊中市上下水道事業における新たな料金・使用料の水準及び体系検討支援業務委託仕様書」を参照してください。

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年（2019年）3月31日まで

(4) 予算概要

提案上限額は、5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

(5) その他

原則として提案した事業内容を実施していただきますが、本市との協議により修正する場合があります。

3. 企画提案競争の方法等

豊中市上下水道事業における新たな料金・使用料の水準及び体系検討支援業務（以下「本業務」といいます。）について、公募型企画提案競争（公募型プロポーザル）方式を採用し、優れたノウハウを含む提案を広く募集するものです。

4. 参加資格

本案件に参加できる者は、プロポーザル参加申込書の提出日時時点で、本市の指名競争

入札参加資格を有した法人で、下記のすべての要件を満たすものとします。なお、共同企業体（JV）による参加はできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- ② 平成30年度の豊中市物品等入札参加資格の認定を受けていること
- ③ 本市から豊中市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと
- ④ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること
- ⑤ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること
- ⑥ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）
- ⑧ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと
- ⑨ 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと
- ⑩ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと
- ⑪ 提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること

5. 全体スケジュールと受託候補者決定までの事務手順

項目	日程
募集要項の公示期間	平成30年6月25日（月）～7月3日（火） 午後5時まで
参加申込書の提出（送付又は持参）	平成30年7月3日（火）午後5時まで（必着）
質問の提出（電子メール）	平成30年7月5日（木）午後5時まで
質問に対する回答	平成30年7月10日（火）

	※午後5時に、全ての参加申込提出者宛てに電子メールで一括回答します。
企画提案書類の提出期限	平成30年7月17日（火）午後5時まで（必着） ※企画提案書類の分割提出は認めません。また、提出期限内未到達の場合、応募自体を無効とします。
面接審査（プレゼンテーション）	平成30年7月下旬《予定》 ※日程・時間は別途通知します。
審査結果の通知	平成30年8月上旬発送《予定》 ※審査結果は、文書で通知します。
委託契約の締結予定日	平成30年8月上旬《予定》

(1) 参加の申し込み

本案件への参加を希望する者は、「参加申込書（様式1）」に参加希望者の代表者印を押印のうえ提出してください。

① 提出期限

平成30年7月3日（火）【持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで】

② 提出方法

事務局宛てに送付又は持参により提出してください。ただし、郵送の場合は書留郵便に限ります。

(2) 質問受付

本募集要項の内容に不明な点がある場合は、電子メールにて質問書（様式2）を送付のうえ、電話連絡をお願いします。

① 提出期限

平成30年7月5日（木）午後5時

② 提出方法

事務局宛てに電子メールにて提出してください。

③ 回答方法

質問に対する回答は、7月10日（火）午後5時までに全ての参加申込書提出者宛てに電子メールで回答します。なお、期日までに電子メールが届かない場合は、事務局まで連絡をお願いします。

(3) 企画提案書等の提出

参加申込書提出者で、本案件の提案を行おうとする者（以下「提案者」とします。）は、次のとおり本案件に関する「企画提案書類」を提出してください。

① 受付期限

平成30年7月17日(火) 必着【持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで】

② 提出方法

ア 事務局宛てに持参又は送付(郵送、宅配便等)により提出してください。送付による場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認してください

イ 指定された様式等により必要部数を提出してください

ウ 企画提案書類の分割提出は認めません。また、企画提案書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募自体を無効とします

エ 企画提案書類はいかなる場合でも返却しません

オ 企画提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めません

③ 企画提案書類

別紙「豊中市上下水道事業における新たな料金・使用料の水準及び体系検討支援業務委託企画提案書類作成要領」を参照してください。

6. 選定について

(1) 審査方針

市職員で構成する審査委員会(以下「審査委員会」とします。)を設置し、企画提案書類に基づくプレゼンテーションについて審査を行い、評価点数の合計(最大600点)による総合評価で最高得点を得た提案者を契約予定者とします。ただし、採点結果が全体配点の50%未満又は評価項目単位(「業務経歴・担当者実績」及び「処分歴等」を除きます。)で0点となる提案者は、単独応募又は相対順位が1位の場合であっても契約予定者としません。なお、最高得点が複数の場合は、企画提案書に対する評価が最も高い提案者を契約予定者とします。また、最高得点が複数あり、かつ、企画提案書に対する評価が同点の場合は、抽選の方法により契約予定者を決定します。

【審査項目及び配点】

【審査項目及び配点】項目	配点
1 業務経歴・担当者実績	10点
2 業務実施体制	5点
3 工程表	5点
4 企画提案書に対する評価	55点
5 プレゼンテーションに対する評価	10点
6 見積金額	15点
7 処分歴等	▲5点
合計	100点

【審査基準】

別紙「企画提案審査基準」のとおりです。

(2) 審査の方法

① 書類審査

提案者が5社以上の場合は、企画提案書類に基づく審査を行い、得点順位4位以内の者のみプレゼンテーションへの参加ができるものとさせていただきますので、ご了承ください。

② 面接審査（プレゼンテーション）

ア 日時

平成30年7月下旬を予定

※面接の日時等の詳細は、面接審査実施対象者に別途連絡します。

イ 面接時間

40分程度（提案者からの説明20分+質疑応答20分）

ウ 資料

企画提案書類のみとし、別途資料・機材の持ち込みは不可とします。

エ 留意事項

当日の出席者は1提案者あたり3名以内（本業務に携わる者に限ります。）とし、全て提案者の雇用している者としてします。なお、提案内容の説明は本業務における統括責任者が行うものとします。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して平成30年8月上旬（予定）以降に文書で通知します。通知においては、採点結果を記載するとともに、契約予定者となった提案者にはその旨を、その他の提案者には選外となった旨を記載します。

なお、豊中市上下水道局と仕様及び価格等を協議の上、豊中市上下水道局の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、契約予定者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。

(4) 審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページ等において結果公表を行います。公表する内容は次のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称、採点結果の合計点および提案額
- ② 最優秀提案者の選定理由
- ③ 全提案者の名称
- ④ 全提案者の「採点結果の合計点」

⑤ 審査委員の氏名

※応募が2者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案内容を無効とし、応募自体を取り消します。

- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・企画提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に企画提案書類の提出がないとき
- ・面接審査に欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき
- ・選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- ・審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触し、又は接触を求めたとき
- ・契約締結日までの間に「4.参加資格」の要件に該当しなくなったとき
- ・その他、募集要項の内容に違反したとき

8. 契約の締結

- ① 最優秀提案者は、豊中市上下水道局と仕様及び価格等を協議の上、豊中市上下水道局の内部手続きを経て、本業務を依頼する相手方として決定されるため、最優秀提案者の決定通知をもって本業務を依頼する相手方を約するものではありません。企画提案書の提案内容を基に、豊中市上下水道局と協議の上、業務内容を確定します
- ② 最優秀提案者と協議が調わない場合は、豊中市上下水道局は次点提案者と協議を行います
- ③ 契約の締結に際し、万一、企画提案書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、あるいは提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約締結をしないことがあるほか、豊中市上下水道局が被った損害について、損害賠償を求めることがあります
- ④ 本業務の受託者は、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこととします
 - ・契約保証金の納付をする場合
契約金額の100分の5に相当する額以上を豊中市上下水道局に納めていただきます。

- ・ 履行保証保険の契約をする場合
契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に豊中市上下水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結していただきます。

9. その他

- ① 企画提案書類等の作成経費や旅費等の必要経費等は提案者の負担とします
- ② 審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません
- ③ 提出された書類は返却しません
- ④ 審査後に本募集要項及び『仕様書』の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません
- ⑤ 企画提案書等の作成及びその他の手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします
- ⑥ 案件への参加を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、(様式8) 参加辞退届を提出してください。なお、取り下げによる不利益な取扱いはありません
- ⑦ 本業務の実施に当たって、業務の全部又は業務の主たる部分を他の事業者にも再委託することはできません

10. 事務局（問い合わせ先）

豊中市上下水道局経営部経営企画課

〒560-0022 豊中市北桜塚4丁目11番18号

TEL 06-6858-2921（直通） e-mail: keiki@suidou.city.toyonaka.osaka.jp